

## 2. 物損事故における損害賠償請求の種類

### (1) 修理費

被害車両の修理費です。

### (2) 買換差額

被害車両を買換えた場合、被害車両の事故時の時価相当額と売却代金の差額です。

### (3) 登録手続関係費用

被害車両の買換えにより必要となった登録、車庫証明、廃車などの手数料です。

### (4) 評価損

被害車両に事故歴が付くことなどにより認められるものです。

### (5) 代車使用料

修理期間中や買換期間中のレンタカーなどの代車利用料です。

### (6) 休車損

営業者の場合に修理期間中や買換期間中に車両を使用できないことにより生じる損失です。

### (7) 雑費

車両保管料，レッカー代，時価査定料，交通事故証明交付手数料などの諸費用です。

### (8) 営業損害

家屋や店舗に車両が飛び込んだ場合などに認められるものです。

### (9) 積荷の損害

積荷に被害が生じた場合などの損害です。

### (10) 慰謝料

現在の裁判実務では、物損に関連する慰謝料は原則として認められていません。

※事案により上記の全てが認められるわけではありません。